

夏季プール利用引換券を配布します

74歳以下の大田区国民健康保険加入者
 ●配布場所・期間
 特別出張所=7月8~29日
 国保年金課=7月8日~9月2日
 ※土・日曜、休日を除く
 ●利用可能施設・期間
 平和島公園プール=7月9日~8月31日
 東調布公園プール=7月9日~9月4日
 萩中公園プール=7月10日~9月4日
 ④配布場所へ国民健康保険証を持参(1人1回)
 ④国保年金課国保保健事業担当
 ☎5744-1393 FAX5744-1516

アプリコ小ホール・展示室の利用抽選再開

改修工事終了後の令和5年3月利用分の抽選を9月5日(月)に行います。詳細は問合先HPをご覧ください。
 ④(公財)大田区文化振興協会
 ☎5744-1600 FAX5744-1599

塀を造る・造り替える際はご注意ください

地震など自然災害に備え、ブロック塀などの重い塀は、生け垣やネットフェンスなどの軽い塀にして、倒壊を防止しましょう。倒壊を最小限にする応急的な補強方法もあります。詳細はお問い合わせください。
 ④建築審査課構造審査担当
 ☎5744-1389 FAX5744-1557

テレビの受信障害対策

携帯電話の新しい電波(700MHz帯)の利用開始に伴い、テレビに受信障害の可能性のある世帯に(-社)700MHz利用推進協会がチラシを配布しています。
 なお、対策費用は無料です。
 ④700MHzテレビ受信障害対策コールセンター
 ☎0120-700-012
 (午前9時~午後10時 ※年中無休)

自転車の盗難が多発しています

住宅での盗難が多く、盗まれた自転車の約6割に鍵がかかっていません。
 ◆盗難に遭わないためには
 ●わずかな時間でも自転車から離れる時は必ず鍵をかける
 ●住宅や駐輪場でも油断せず必ず鍵をかける
 ●特に鍵はツーロック(二重ロック)が効果的です
 ④都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当
 ☎5744-1315 FAX5744-1527



在宅医療に関する相談(電話専用)

④区内在住の方と家族
 ●在宅医療相談窓口専用ダイヤル
 ☎5744-1632(午前9時~正午。休日・年末年始を除く) ※お住まいの地区ごとに相談受付日が異なります
 ●大森地区=火曜、第2・4金曜
 ●田園調布地区=月・木曜
 ●蒲田地区=水曜、第1・3・5金曜
 ④健康医療政策課地域医療政策担当
 ☎5744-1264 FAX5744-1523

ハクビシン・アライグマにお困りの方へ

箱わなの設置による捕獲事業を無料で行っています。被害に遭われた場合はご相談ください。
 ④環境対策課環境推進担当
 ☎5744-1365 FAX5744-1532

参加・催し

友好都市パネル展

区の友好都市である長野県東御市、秋田県美郷町、宮城県東松島市のパネル展

を開催します。

④7月4日(月)~11日(月)
 ④区役所本庁舎3階
 ④文化振興課文化振興担当
 ☎5744-1226 FAX5744-1539

生涯学習相談会

④7月8・12・22日、8月5・19・23日午前10時~午後2時
 ④生涯学習センター蒲田
 ④問合先へ電話かFAX(記入例参照)。当日会場も可
 ④地域力推進課区民協働・生涯学習担当
 ☎5744-1443 FAX5744-1518

講座 子どもたちに伝えたい大切な心と体の守り方

④区内在住・在勤・在学の子育て中の方
 ④7月30日(土)午前10時~正午
 ④抽選で会場10名・オンライン15名
 ④問合先へFAX(記入例参照。保育(1歳以上の未就学児7名。1人500円)希望はお子さんの名前、年齢も明記)。電子申請も可。7月19日締め切り
 ④園エセナおおた
 ☎3766-4586 FAX5764-0604

おおた区民大学

①【提携講座】放送大学 コロナ後の経済と生活の変化
 ④区内在住・在勤・在学の16歳以上の方
 ④7月28日(木)=[サブスクリプション]、7月30日(土)=[コロナ後の生活の変化] ※いずれも午後2時~4時
 ④①オンライン配信②カムカム新蒲田(新蒲田一丁目複合施設)での中継
 ④抽選で①80名②30名
 ④①電子申請②問合先へ往復はがき(記入例参照。希望日も明記)。電子申請も可。7月15日必着
 ④②ちよどい働き方・生き方~聴いて、語って、考える~(3日制)
 ④区内在住・在勤・在学のおおむね39

歳以下の方
 ④8月5・19・26日(金)午後7時~9時
 ④入新井集会所
 ④抽選で20名
 ④問合先へ往復はがき(記入例参照。保育(おおむね1歳6か月以上の未就学児)希望はその旨も明記)。7月15日必着

④①②ともに◇
 ④地域力推進課区民協働・生涯学習担当(〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1443 FAX5744-1518

区民講師講座

①「ツバメのねぐら入り観察会」
 双眼鏡をお持ちください。
 ④区内在住・在勤・在学の小学4年生以上の方
 ④8月3日(水)午後5時30分~7時30分
 ④六郷地域力推進センターほか
 ④抽選で20名(小学4年~中学生は保護者同伴)
 ②「はじめての太極拳」
 ④区内在住・在勤・在学の16歳以上の方
 ④8月22日(月)午前10時~11時20分
 ④入新井集会所
 ④抽選で30名
 ④①②ともに◇
 ④問合先へ往復はがき(記入例参照)。電子申請も可。7月15日必着
 ④地域力推進課区民協働・生涯学習担当(〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1443 FAX5744-1518

大田区学クイズに挑戦!

大森東にある厳正寺ごんしょうじで7月に開催される雨を止める祈りの行事は何でしょう?
 >>答えは、5面インフォメーションで確認!

介護保険に加入している方へ

①令和4年度 介護保険料の通知書を7月7日から郵送します

保険料の納付方法	内容
① 特別徴収(年金からの差し引き)	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書
② 納付書や口座振替で保険料を納めていて、8月以降①に変わる	
③ 納付書や口座振替で保険料を納めていて、10月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書7~9月分納付書(口座振替の方を除く)
④ 納付書や口座振替で保険料を納めている	介護保険料納入通知書7~9月分納付書(口座振替の方を除く)
⑤ 3月20日以降に大田区への転入届の手続きをした方	
⑥ 昭和32年4月3日~7月2日生まれの方	

②大田区独自の保険料減額制度

▶対象 ①保険料段階が第3段階以下で、1か月の実収入が単身で約9万円以下、2人世帯で約13万円以下の方(家賃負担がある場合、生活保護基準を基にした金額を除いて実収入を計算)
 ※生活保護受給者を除く。預貯金、扶養状況、保険料納付状況などの条件有り
 ②新型コロナウイルス感染症により死亡か重篤な傷病を負った方、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった方(一定の要件有り)
 ▶申請方法 問合先へ申請書(電話かFAXで請求。7月6日から受け付け)を①8月1日~令和5年3月31日に持参。②7月6日~令和5年3月31日に郵送か持参

③介護保険負担割合証を7月7日から郵送します

適用期間が8月1日からの介護保険負担割合証を、介護認定を受けている方、事業対象の方へ郵送します。

④介護保険負担限度額の認定

低所得の方の居住費(滞在費)と食費を減額する制度です。
 7月31日までの認定証をお持ちの方へ、更新の申請書を郵送しました。更新を希望する方は手続きをしてください。新規の方は、区HPをご覧ください。
 ▶対象 介護保険施設、ショートステイを利用中か利用予定の方で、預貯金などの資産が一定金額以下であり、次のいずれかに該当する方
 ①生活保護か中国残留邦人等支援給付を受給中②世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が特別区民税非課税
 ※減額対象とならない施設があります。入所時に施設へ確認してください

⑤生計困難者利用者負担額軽減制度

軽減実施事業者の対象サービスを利用した場合に、介護費・食費・居住(滞在)費の利用者負担額を軽減する制度です。必要書類など詳細は区HPをご覧ください。
 ▶対象 特別区民税非課税世帯で、次の全てに該当する方
 ①世帯の年間収入額と預貯金額が基準額以下(右表参照)②居住用の家屋・日常生活に必要な資産以外の資産を所有していない③扶養されていない④介護保険料を滞納していない⑤そのほかの要件は問合先へ要確認

●年間収入額と預貯金額の基準額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算

▶問合先
 介護保険課 FAX5744-1551(共通)
 ①~③保険料、減額制度=資格・保険料担当 ☎5744-1491
 納付、口座振替=収納担当 ☎5744-1492
 ④⑤給付担当 ☎5744-1622